

一般計量証明事業の手引き

第4版

平成30年10月

東京都計量検定所

はじめに

この手引きに掲載されている事項は、平成 30 年 10 月 1 日現在の情報を元に作成しています。
これ以降に変更があった内容は、反映されていません。

東京都計量検定所について

「東京都計量検定所」は、東京都の計量行政を所管する事業所で、条例により定められています。

また、東京都計量検定所長に関する権限も条例規則により定められています。提出先が「東京都知事」の場合は「東京都計量検定所長」となります。

東京都計量検定所設置条例

平成五年一〇月一八日
条例第五九号

東京都計量検定所設置条例を公布する。

東京都計量検定所設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定に基づき、計量法(平成四年法律第五十一号)による知事の権限に属する事務を行うため、東京都計量検定所(以下「計量検定所」という。)を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 計量検定所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
東京都計量検定所	東京都江東区新砂三丁目三番四十一号	東京都の区域

(平一一条例一一四・一部改正)

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、計量検定所に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成五年十一月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一一四号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一二九号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10111751.html

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則

平成五年一一月一日
規則第一五四号

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則を公布する。

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和四十二年東京都規則第七十号)の全部を改正する。

計量法(平成四年法律第五十一号)及び計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)に基づく知事の権限に属する事務は、東京都計量検定所長に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10111771.html

一般計量証明事業の登録制度の概要と遵守事項

運送、寄託又は売買を目的とした貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（一般計量証明という。）を事業として行おうとする場合には、計量法の規定により都道府県知事へ申請して、その登録を受けなければなりません。

罰則

計量証明の事業の登録を要するにもかかわらず登録を受けずに事業を行なった場合には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

〔例〕質量の一般計量証明事業の場合

第三者からの依頼を受けて、トラックの積み荷（運送、寄託又は売買を目的とした貨物）を自社のトラックスケールで計量し、その結果が真実である旨を公的に又は業務上他人に表明するため、計量結果を記載した計量証明書を依頼者へ交付する事業。

（注）計量証明書：計量証明に係る証明書で、一般的な計量票等の伝票とは異なります。

※トラックスケールを「取引」における計量のみで使用し、計量証明や計量証明書の発行を行わない場合には、計量証明事業の登録を受ける必要はありません。



「取引」とは（計量法関係法令の解釈運用等について）

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為を意味します。

商品取引の例	・ 鉱物資源等を「〇kg 当たり〇円」や「〇kg で〇円」で売買するための計量 ・ 貴金属等のリサイクル等において、「〇g 当たり〇円」や「〇g で〇円」といった取引を行う場合の計量
役務取引の例	・ 委託加工契約において加工料金を加工物品の質量によって確定して取引をする場合の計量 ・ 倉庫業者が商品等を受け入れる際に、契約の要件となる商品等の質量（〇g）を取引先事業者に対して示して対価を決定する場合の計量

1 一般計量証明事業の登録（詳細は 手引き P 1 「2 計量証明事業の登録」）

（1）一般計量証明事業の登録要件

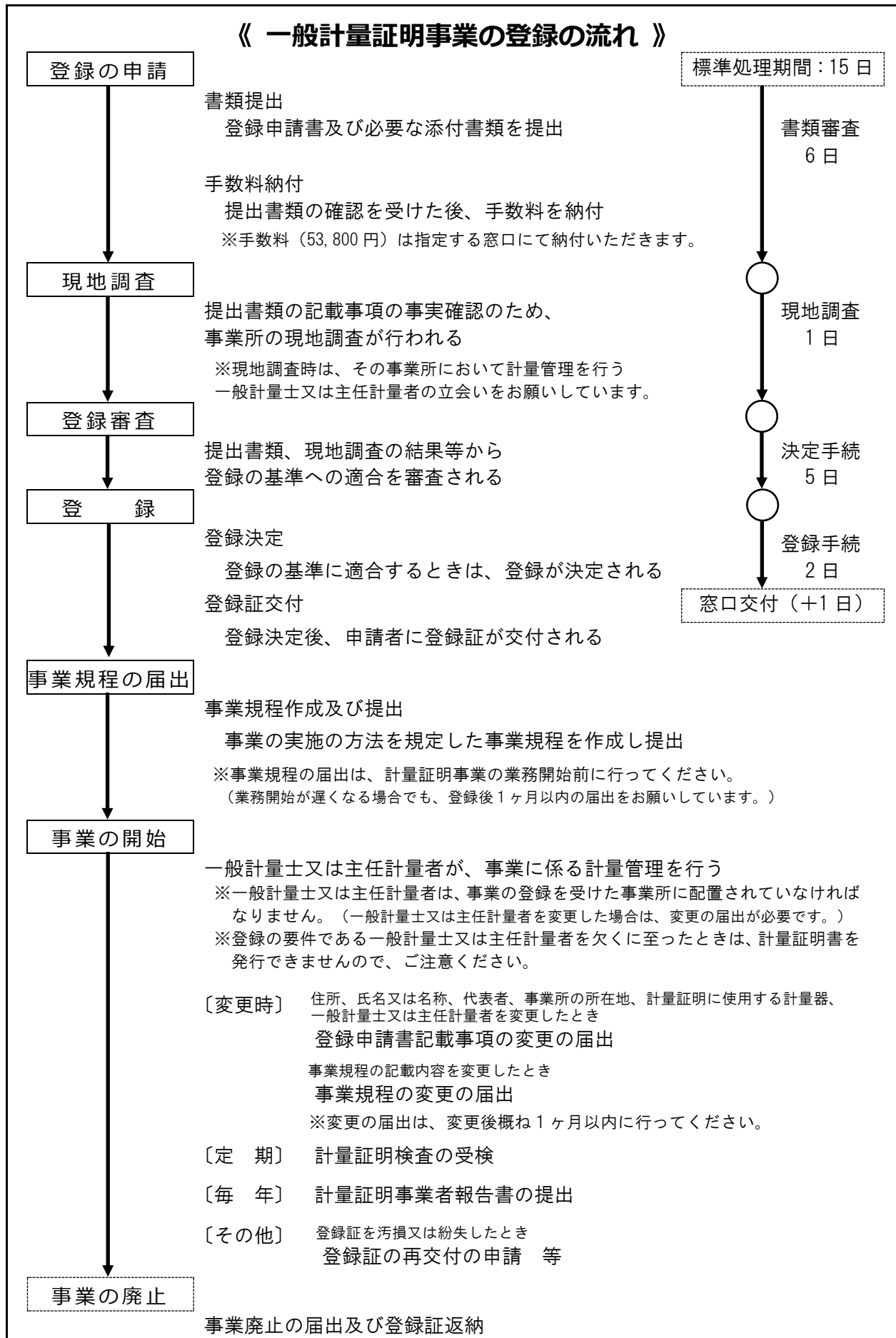
事業の登録を受けるには、次の基準（物的及び人的要件）に適合する必要があります。

1（物的要件）	計量証明に使用する計量器が、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 ※計量証明に使用する計量器は、事業者がその保管、検査及び整備等について責任を果たせる状態にあると認められることが必要です。
2（人的要件）	一般計量士又は主任計量者（都道府県知事が実施する計量管理に関する試験の合格者）が、計量証明事業に係る計量管理を行うものであること。 ※一般計量士又は主任計量者は、事業の登録を受けようとする事業所に配置されていなければなりません。

（2）一般計量証明事業の登録の流れ

事業の登録の流れは、次ページのようになります。

《 一般計量証明事業の登録の流れ 》



2 一般計量証明事業者の遵守事項（詳細は☞手引きP5「3 登録事業者の義務」）

一般計量証明事業の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、事業規程の作成や、変更時等の各種の届出、定期的な計量証明検査の受検、毎年の報告書の提出など、計量法及び関係法令等（以下「法」という。）に定める遵守事項を守らなければなりません。



遵守事項に違反したときは、登録の取消しや事業の停止の処分を受けたり、罰則が科される場合があります。

（1）事業規程の作成及び届出

登録事業者は、計量証明事業の適正な実施を図るため、法で定める事項を記載した事業規程を作成し、都道府県知事に届け出てこれを遵守しなければなりません。

〔事業規程に記載が必要な主な事項〕

- ・計量証明を実施する組織（計量管理者・計量証明責任者等の配置とその職務）
- ・計量証明の基準となる計量の方法
- ・計量証明に使用する計量器の検査・整備等の方法
- ・計量証明書の記載事項及び発行方法
- ・計量証明の実施記録及び計量証明書の保存期間

など

また事業規程の記載内容を変更したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

罰則 事業規程の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、20万円以下の罰金に処せられます。

（2）登録申請書記載事項の変更の届出

登録事業者は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

〔変更の届出が必要となる主な事例〕

- ・住所（法人：登記上の本店等の所在地、個人：住民票上の住所）を変更したとき
- ・氏名（個人）又は名称（法人）を変更したとき
- ・代表者（法人）を変更したとき
- ・事業所の所在地を変更したとき
- ・計量証明に使用する計量器を変更（追加、削減、入替等）したとき
- ・一般計量士又は主任計量者を変更したとき

など

罰則 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、20万円以下の過料に処せられます。

（3）事業の廃止の届出

登録事業者は、計量証明の事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出て、登録証を返納しなければなりません。

罰則 廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。

（4）一般計量士又は主任計量者の配置

登録事業者は、登録を受けた事業所に一般計量士又は主任計量者（※）を配置し、計量管理の業務を行わせなければなりません。欠員となった場合には、登録事業者の要件を満たしませんので、計量証明の事業は継続できません。

※ 都道府県知事が実施する計量管理に関する試験に合格する必要があります。東京都では、例として質量区分においては、試験を年3回（6月、10月、2月頃）実施しています。

〔主任計量者試験のお問い合わせ：東京都計量検定所 管理指導課 指導担当 電話 03-5617-6626〕

罰則 登録事業者の要件を満たすよう一般計量士又は主任計量者の配置を命じられ、その命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。

(5) 計量証明検査の受検

計量証明に使用する計量器のうち、非自動はかり、分銅、おもり、皮革面積計については、法で定める期間ごとに都道府県知事が実施する計量証明検査等を受検しなくてはなりません。

〔計量証明検査のお問い合わせ：東京都計量検定所 検査課 計画担当 電話 03-5617-6638〕

罰則 計量証明検査を受検しなかった場合には、6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

(6) 報告書の提出

登録事業者は、毎年4月に前年度の事業実績を所定の様式で都道府県知事に報告しなければなりません。

〔その他ご注意いただきたいこと〕

・計量証明に使用する計量器の追加、削減、入替等

計量証明に使用する計量器は、事業登録時に申請したもの又は変更の届出をしたものでなければなりません。このため、計量証明に使用する計量器を追加、削減したときは、変更の届出が必要となります。また、入替や部品交換等をした結果、計量証明に使用する計量器の器物番号が変わった場合も、変更の届出をお願いしています。

・設備管理台帳の記入

事業規程には「計量証明に使用する計量器は、設備管理台帳を備えて管理する」旨を記載いただいています。このため、計量証明に使用する計量器の検査・修理等を行ったときは、その記録を設備管理台帳に記入する必要があります。

（台帳の例は ➡ 手引きP31「設備管理台帳の様式」）

・計量証明書の写しの保存期間

事業規程には「計量証明書の発行に当たっては写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする」旨を記載いただいています。このため、計量証明書の写しを1年以上保管する必要があります。

（なお、計量証明書に途中経過を含むすべての計量結果が記載されていない場合は、その記載されていない計量結果の記録も1年以上保管する必要があります。）

・はかりの使用範囲又は計量範囲

はかりには、正確に計量できる質量の範囲（以下「使用範囲」又は「計量範囲」という。）が定められています。計量証明を行う際は、使用するはかりの「使用範囲」又は「計量範囲（最小測定量とひょう量との間の範囲）」を外れた計量をしないよう、徹底することが必要です。

〔例〕トラックスケールの使用範囲・計量範囲

トラックスケールの性能	正確に計量できる質量の範囲
ひょう量 40t、目量 10kg、精度等級 3 級	200kg 以上 40t 以下
ひょう量 10t、目量 5kg、精度等級 M 級	100kg 以上 10t 以下

（詳細は ➡ 手引きP35「〔参考〕トラックスケール使用時の注意事項」）

申請届出に伴う必要書類等一覧及び提出方法

申請・届出内容		手数料	申請・届出様式	添付書類	
登録の申請		¥53,800	計量証明事業登録申請書 (様式第 60)	①計量証明事業概要（都様式 1） ②案内図及び平面図（都様式 2） ③履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）又は住民票（個人） ④計量証明に使用する特定計量器が検定に合格していることを証する書面（検定合格証明書の写し等） ※計量証明に使用する計量器は、事業者自らが所有していることが原則とされています。計量証明に使用する計量器が、共用、賃借等である場合は、事前に担当までご相談ください。 ⑤主任計量者試験合格証（写し）又は 計量士登録証（写し） ※主任計量者又は計量士は、計量証明事業に係る計量管理を職務とし、計量証明事業の登録を受けようとする事業所に配置されている必要があります。 ⑥主任計量者・計量士の雇用関係を証する書面（健康保険証の写し等）	
事業 規 程	届出	無料	事業規程届出書 (様式第 61 の 2)	①事業規程 ※事業規程の届出は、計量証明事業の業務開始前に行ってください。（業務開始が遅くなる場合でも、登録後 1 ヶ月以内の届出をお願いしています。）	
	変更の届出	無料	事業規程変更届出書 (様式第 61 の 3)	①事業規程 ※変更部分だけでなく、事業規程一式の添付をお願いしています。	
登 録 申 請 書 記 載 事 項 の 変 更 の 届 出	住所の変更	¥1,750	登録申請書記載事項 変更届 (様式第 61)	①計量証明事業登録証（原本） ②履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）又は住民票（個人） ※変更内容に応じて「計量証明事業概要（都様式 1）」の提出をお願いする場合があります。	
	氏名・名称の変更	¥1,750		①計量証明事業登録証（原本） ②履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）又は住民票（個人）	
	代表者の変更	無料		①履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）又は住民票（個人）	
	事業所の所在地の変更	¥1,750		①計量証明事業登録証（原本） ②計量証明事業概要（都様式 1） ③案内図及び平面図（都様式 2） ④事業所の所在地変更を証する書面	
	計量証明用設備（計量証明に使用する計量器）の変更	無料		①計量証明に使用する特定計量器が検定に合格していることを証する書面（検定合格証明書の写し等） ※計量証明に使用する計量器は、事業者自らが所有していることが原則とされています。計量証明に使用する計量器が、共用、賃借等である場合は、事前に担当までご相談ください。 ※移設・増設・撤去等により計量証明に使用する計量器の配置が変わる場合は「案内図及び平面図（都様式 2）」の提出をお願いしています。	
	主任計量者・計量士の変更	無料		①主任計量者試験合格証（写し）又は 計量士登録証（写し） ※主任計量者又は計量士は、計量証明事業に係る計量管理を職務とし、計量証明事業の登録を受けた事業所に配置されている必要があります。	
	事業譲渡・相続・法人分割による変更の場合は、上記のほか次の証明書と添付書類が必要です				
	事業の全部を譲り受けた場合		事業譲渡証明書 (様式第 56)	①履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	
	地位を承継した相続人で、2 人以上の相続人の全員の同意により選定されたもの		事業承継同意証明書 (様式第 57)	①戸籍謄本	
	地位を承継した相続人で、前記の相続人以外のもの		相続証明書 (様式第 58)	①戸籍謄本	
	分割によって地位を承継した法人		事業承継証明書 (様式第 58 の 2)	①履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	
事業廃止の届出		無料	事業廃止届 (様式第 59)	①計量証明事業登録証（原本）	
登録証再交付の申請		¥1,750	登録証再交付申請書 (様式第 62)	①汚損の場合：計量証明事業登録証（原本） 紛失の場合：登録証を失った事実を記載した書面	

～ 各種様式のダウンロード ～

東京都計量検定所のホームページに、各種様式の電子データ、記入例等を掲載しています。
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryo/>

～ 書類等の提出方法 ～

一般計量証明事業の申請・届出に伴う書類等の提出方法は、下表のとおりです。

申請・届出の内容	書類等の提出方法
登録の申請	東京都計量検定所へ持参（郵送不可） ※申請受付から登録まで、通常 15 日程度要します。
事業規程の届出 事業規程の変更の届出	東京都計量検定所へ持参 又は 郵送
登録証の訂正が必要な（手数料が有料の場合の） 登録申請書記載事項の変更の届出	東京都計量検定所へ持参（郵送不可） ※登録証の訂正には、通常 7 日程度要します。
登録証の訂正が不要な（手数料が無料の場合の） 登録申請書記載事項の変更の届出	東京都計量検定所へ持参 又は 郵送
事業廃止の届出	東京都計量検定所へ持参 又は 郵送
登録証再交付の申請	東京都計量検定所へ持参（郵送不可） ※登録証の再交付には、通常 7 日程度要します。

※持参による書類の受付は、原則として事前予約制とさせていただきます。

お電話にて持参日時をご予約の上、お越しください。

※提出書類に不備がある場合は、受付ができません。このため、事前に提出書類の内容確認を受けた後、提出いただけましたら幸いです。

お電話にて内容確認をご依頼の上、FAXにて提出書類（案）を送信してください。内容を確認した上で、担当からご連絡します。

※受付印を押印した控えが必要な場合は、提出書類に副本を添えて提出してください。また、郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付、宛先記入のもの）を同封してください。

〔 お問い合わせ 〕

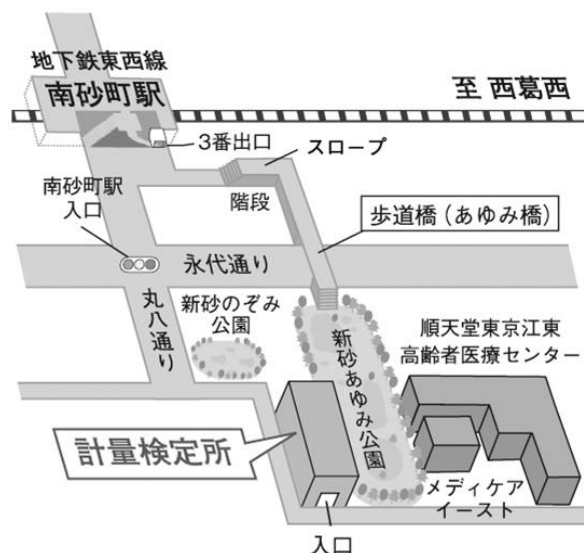
東京都計量検定所 管理指導課 指導担当

〒136-0075

東京都江東区新砂三丁目3番41号

電 話 03-5617-6626

FAX 03-5617-6634



一般計量証明事業の手引き

この手引きは、東京都において一般計量証明事業の登録を受けるのに必要となる事項及び登録を受けた一般計量証明事業者が遵守しなければならない事項等をまとめたものです。

目 次

1	計量証明の事業とは	1	
2	計量証明事業の登録	1	
	(1) 登録を要する計量証明の事業	1	
	(2) 事業の区分	2	
	(3) 登録の申請	2	
	(4) 登録の基準	4	
	(5) 登録証の交付	4	
3	登録事業者の義務	5	
	(1) 事業規程の作成及び届出	5	
	(2) 事業規程の変更の届出	5	
	(3) 登録申請書記載事項の変更の届出	6	
	(4) 事業の承継及びその届出	7	
	(5) 事業の廃止の届出	7	
	(6) 報告書の提出	7	
	(7) 一般計量士又は主任計量者の配置	8	
	(8) 計量証明検査の受検	8	
4	計量証明書の交付	10	
5	登録の失効、取消し等	10	
	(1) 登録の失効	10	
	(2) 登録の取消し又は事業の停止	11	
	(3) 登録証の返納	11	
6	立入検査	11	
7	その他	11	
	(1) 登録証の再交付	11	
	(2) 登録簿の謄本の交付又は閲覧	12	
8	罰則	12	
<参考資料>		13	
《様式》	(施行規則様式第60)	計量証明事業登録申請書	14
	(都様式1)	計量証明事業概要	15
	(都様式2)	案内図及び平面図	16
	(施行規則様式第61の2)	事業規程届出書	17
	(施行規則様式第61の3)	事業規程変更届出書	18
	(施行規則様式第61)	登録申請書記載事項変更届	19
	(施行規則様式第56)	事業譲渡証明書	20
	(施行規則様式第57)	事業承継同意証明書	21
	(施行規則様式第58)	相続証明書	22
	(施行規則様式第58の2)	事業承継証明書	23
	(施行規則様式第59)	事業廃止届	24
	(施行規則様式第90)	計量証明事業者報告書	25
	(施行規則様式第62)	登録証再交付申請書	26
	(施行規則様式第63)	登録簿謄本交付（閲覧）請求書	27
《参考例》	事業規程の参考例		28
	計量証明書の記載事項について		33
	事業規程細則の参考例		34
《法令等》	一般計量証明事業関連法令等抜粋		36

1 計量証明の事業とは（計量法関係法令の解釈運用等について）

計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することであり、計量証明の事業とは、この計量証明を反復、継続する行為をいいます。

- ・「公に」とは、公的機関自らが行い、又は公的機関に対することを意味します。
- ・「業務上他人に」とは、他人（計量証明を行う者以外の者）から証明行為についての依頼を受け、当該証明行為を業として行うことを意味します。

2 計量証明事業の登録

（1）登録を要する計量証明の事業（計量法（以下、法）第107条）

法第107条で次の2つが登録を必要とする計量証明の事業として規定されています。

- 一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積み込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
- 二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

これらの計量証明の事業を行おうとする者は、事業の区分に従い、事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければ計量証明を行う事業者（以下「計量証明事業者」という。）にはなれません。

ただし、国又は地方公共団体が行う計量証明の事業及び法施行令第27条で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りではありません。

※「事業所」について（計量法関係法令の解釈運用等について）

事務所、出張所その他これらに類する名称を用いた施設（以下「事務所等」という。）を設け、当該事務所等において計量証明を継続的に、かつ、反復して行う場合におけるその事務所等は、計量証明事業の登録を要する「事業所」として取り扱うものとされています。

【参考】計量証明事業の登録が必要・不要な事業所の例



～ 事業所の想定 ～

事業所	所在地	法第107条の計量証明事業	登録の要否
本店	東京都	行わない	登録不要
A支社	東京都	反復継続して行う	登録が必要
B事業所	東京都	反復継続して行う	登録が必要
C工場	東京都	行わない	登録不要
D出張所	埼玉県	反復継続して行う	登録が必要
E営業所	神奈川県	反復継続して行う	登録が必要

この例の場合では、法第107条に規定されている計量証明を継続的に、かつ、反復して行うA支社・B事業所・D出張所・E営業所が計量証明事業の登録が必要な事業所となります。なお、A支社とB事業所は東京都、D出張所は埼玉県、E営業所は神奈川県の知事の登録を受ける必要があります。

(2) 事業の区分 (計量法施行規則(以下、施行規則)第38条)

計量証明の事業の区分は次のとおりです。

一 般 計量証明	1	長さに係る計量証明の事業
	2	質量に係る計量証明の事業
	3	面積に係る計量証明の事業
	4	体積に係る計量証明の事業
	5	熱量に係る計量証明の事業
環 境 計量証明	6	濃度に係る計量証明の事業
	6の2	特定濃度(ダイオキシン類)に係る計量証明の事業
	7	音圧レベルに係る計量証明の事業
	8	振動加速度レベルに係る計量証明の事業

※事業の区分のうち、長さ・質量・面積・体積・熱量の計量証明を「一般計量証明」、濃度・特定濃度・音圧レベル・振動加速度レベルの計量証明を「環境計量証明」と便宜上区別しています。

※この手引きでは、東京都における一般計量証明事業の手続き方法等について案内しています。環境計量証明事業については、内容が異なりますのでご注意ください。

(3) 登録の申請 (法第108条)

計量証明事業の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 事業所の所在地
- 四 計量証明に使用する計量器(特定計量器その他の器具、機械又は装置)であって経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
- 五 その事業に係る業務に従事する者であって次に掲げるものの氏名(イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号)及びその職務の内容
 - イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士(以下「一般計量士」という。)
 - ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者(以下「主任計量者」という。)

※「主任計量者」とは (施行規則第40条)

当該計量証明に必要な知識経験(計量証明に使用する計量器についての使用上必要な知識等)を有する者として経済産業大臣が別に定める基準に適合していると認められる者です。

※主任計量者として認められるには (計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準 平成5年通商産業省告示第549号)

長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業の主任計量者として認められるには、都道府県知事が実施する計量管理に関する試験に合格する必要があります。

試験の合格者には、主任計量者試験合格証が交付されます。

〔東京都が実施する主任計量者試験の受験資格〕

- 1 計量証明の事業に携わる者
- 2 東京都の指定する講習を受講した者

東京都では、講習を受講いただいた後、主任計量者試験を受験いただきます。

試験の実施時期等の詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

～ 申請の方法 ～

東京都で登録の申請をする場合は、表－１の書類等の提出が必要です。

また、計量証明に使用する計量器は、表－２（施行規則別表第四）の事業の区分に応じた特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表に掲げる数以上である必要があります。

表－１ 登録申請をする時に必要となる提出書類等

提出書類	提出部数	手数料
1 計量証明事業登録申請書（様式第60）	1	53,800 円
2 計量証明事業概要（都様式1）	1	
3 案内図及び平面図（都様式2）	1	
4 登記簿謄本（法人）又は 住民票（個人）	1	
5 計量証明に使用する特定計量器が検定に合格していることを証する書面 ※1	1	
6 計量士登録証（写）又は 主任計量者試験合格証（写）※2	1	
7 6の雇用関係を証する書面	1	

※1 計量証明に使用する計量器は、事業者自らが所有し、その保管、検査及び整備等について責任を果たせる状態に有ると認められることが原則とされています。

計量証明に使用する計量器が、共用、賃借等である場合は、事前に担当までご相談ください。

※2 一般計量士又は主任計量者は、計量証明事業に係る計量管理を職務とし、計量証明事業の登録を受けようとする事業所に配置されていなければなりません。

表－２ 施行規則別表第四

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士等
1 長さ	直尺、巻尺 又は 才取尺	1	一般計量士 又は 主任計量者
2 質量	イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの ※1 (1) 目量が 10mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの	1	
	(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が 10mg 以上のもの		
	□ 表す質量が 10mg 以上の分銅 ※2	1	
3 面積	イ 皮革面積計	1	
	□ 校正用面積板	1	
4 体積	直尺、巻尺 又は 才取尺	1	
5 熱量	イ ボンベ型熱量計	1	
	□ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。 ※3）	1	
	ハ ベックマン温度計 又は 電気式温度計	2	

※1 「非自動はかり」とは、物体の質量をその物体に作用する重力を利用して計る計量器であって、計量値を得るまでの過程において、静止状態において計量を行うものをいいます。

※2 「表す質量が 10mg 以上の分銅」は、同欄のイに掲げる非自動はかりと組み合わされる分銅です。

※3 ひょう量が 100g 以上であって目量又は感量が 1mg 以下のもの

(4) 登録の基準 (法第109条)

登録の申請が、次の一及び二に適合するときは、都道府県知事はその登録を行います。

- 一 計量証明に使用する計量器（特定計量器その他の器具、機械又は装置）が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 一般計量士又は主任計量者が当該事業に係る計量管理を行うものであること。

ただし、登録の基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当する者は登録を受けることはできません。（法第114条で準用する法第92条第1項）

- (ア) 計量法及び計量法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (イ) 事業の登録の取消しの日から1年を経過しない者
- (ウ) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(ア)又は(イ)に該当する者があるもの

※「経済産業省令で定める基準」とは (施行規則第41条)

計量証明に使用する計量器（以下「計量証明用設備」という。）が、施行規則別表第四（表－2）に掲げる事業の区分に応じた特定計量器その他器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表に掲げる数以上である必要があります。

また、計量証明用設備が検定の対象であるもの（検定等に合格しないと取引・証明上の計量に使用できない特定計量器）については、検定証印 又は 基準適合証印 が付されていなければなりません。

検定の対象ではないものについては、計量証明の事業を的確に遂行するに足りるものでなければなりません。



検定証印



基準適合証印

※「計量管理」とは (法第109条)

計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善、その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講じることをいいます。

(5) 登録証の交付 (施行規則第44条)

登録決定後、申請者に登録証を交付します。

登録証には、次の事項が記載されます。

- (ア) 登録の年月日及び登録番号
- (イ) 氏名又は名称及び住所
- (ウ) 事業の区分
- (エ) 事業所の所在地

計量証明事業登録証	
1 登録の年月日	平成12年 3月 4日
2 登録番号	第1234号
3 住所	東京都〇〇〇〇〇一丁目2番3号
4 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇
5 事業の区分	質 量
6 事業所の所在地	東京都〇〇〇〇〇四丁目5番6号
上記につき、計量法第107条の登録をしたことを証します。	
平成12年 3月 4日	
東京都計量検定所長 〇〇 〇〇	

3 登録事業者の義務

計量証明事業者は、計量証明事業に係る計量管理を的確に行うことが必要となるほか、次に掲げる義務等が課せられます。

(1) 事業規程の作成及び届出 (法第110条、施行規則第43条)

計量証明事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業の実施方法を規定した事業規程を作成し、遅滞なく、都道府県知事に届け出て、これを遵守しなければなりません。事業規程には、次の経済産業省令で定める事項を記載する必要があります。

事業規程に記載しなければならない事項 (施行規則第43条)

- 1 計量証明の対象となる分野に関する事項
- 2 計量証明を実施する組織に関する事項
- 3 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- 5 計量証明に係る証明書（以下「計量証明書」という。）の発行に関する事項（計量証明書に法第110条の2第1項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。）
- 6 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- 7 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- 8 1～7に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

〔参考〕事業規程の例（P28～）

なお、都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、事業規程を変更すべきことを命じることができます。

～ 届出の方法 ～

事業規程届出書（様式第61の2）に、作成した事業規程を添えて提出してください。事業規程の届出は、計量証明事業の業務開始前に行ってください。（業務開始が遅くなる場合でも、計量証明事業の登録後1ヶ月以内の届出をお願いしています。）

(2) 事業規程の変更の届出 (法第110条、施行規則第43条)

事業規程の記載内容を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

～ 届出の方法 ～

事業規程変更届出書（様式第61の3）に、変更後の事業規程を添えて提出してください。変更後の事業規程は、変更部分だけでなく、事業規程一式を添付してください。事業規程の変更の届出は、変更後概ね1ヶ月以内に行ってください。

※変更内容によりませんが、事業規程の記載内容に変更がある場合は、登録申請書記載事項の変更の届出も必要となることが多くありますので、ご注意ください。

〔参考〕事業規程の変更と登録申請書記載事項の変更の両方の届出が必要となる場合

- ・住所を変更したとき ・氏名又は名称を変更したとき ・事業所の所在地を変更したとき
- ・計量証明用設備を変更したとき ・一般計量士又は主任計量者を変更したとき 等

(3)登録申請書記載事項の変更の届出（法第114条で準用する法第62条、施行規則第45条）

計量証明事業者は、登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。また、変更事項が登録証の記載に該当するときは、変更届に登録証を添えて提出し、登録証の訂正を受けなければなりません。

～ 届出の方法 ～

登録申請書記載事項変更届（様式第61）に、変更事項に応じた書類等を添えて提出してください。届出が必要となる変更事項及び提出書類等は、表－3の通りです。

登録申請書記載事項の変更の届出は、変更後概ね1ヶ月以内に行ってください。

表－3 変更届出をする時に必要となる提出書類等

提出書類等 変更事項 変更届出が必要となる登録申請書の記載事項	登録申請書記載事項変更届（様式第61）	住民票（個人） 登記簿謄本（法人）	登録証	案内図及び平面図（都様式2） 計量証明事業概要（都様式1）	事業所の所在地変更を証する書面	計量証明に使用する特定計量器が検定に合格していることを証する書面	主任計量者試験合格証（写） 計量士登録証（写）	手数料
住所	○	○	○	※3				1,750 円
氏名 又は 名称	○	○	○					1,750 円
代表者	○	○						無 料
事業所の所在地	○		○	○	○			1,750 円
計量証明用設備 ※1	○			※4		○		無 料
一般計量士 又は 主任計量者 ※2	○						○	無 料
事業譲渡・相続・法人分割による変更の場合は、上記のほか「その事実を証明する書面」の提出が必要となります。								

- ※1 入替等に伴い計量証明用設備の器物番号が変わった場合も、変更の届出が必要です。また、計量証明用設備は、事業者自らが所有し、その保管、検査及び整備等について責任を果たせる状態に有ると認められることが原則とされています。計量証明用設備が、共用、賃借等である場合は、事前に担当までご相談ください。
- ※2 一般計量士又は主任計量者は、計量証明事業に係る計量管理を職務とし、計量証明事業の登録を受けた事業所に配置されていなければなりません。
- ※3 変更内容に応じて「計量証明事業概要」の提出をお願いする場合があります。
- ※4 計量証明用設備の配置が変わる場合は「案内図及び平面図」の提出が必要です。

※変更内容によりませんが、登録申請書の記載事項に変更がある場合は、事業規程の変更の届出も必要となることが多くありますので、ご注意ください。

（４）事業の承継及びその届出 （法第１１４条で準用する法第６１条、施行規則第３１条第２項）

計量証明事業者がその登録に係る事業の全部を譲渡し、又は計量証明事業者について相続、合併若しくは分割したときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その計量証明事業者の地位を承継することができます。

計量証明事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければなりません。

～ 届出の方法 ～

登録申請書記載事項の変更の届出に、次の地位を承継した事実を証する書面を添えて提出してください。

承 継 者	地位を承継した事実を証する書面
事業の全部を譲り受け地位を承継した者	・ 事業譲渡証明書（様式第５６） ・ 登記簿謄本（法人）
地位を承継した相続人で２人以上の相続人の全員の同意により選定されたもの	・ 事業承継同意証明書（様式第５７） ・ 戸籍謄本
地位を承継した相続人で前記の相続人以外のもの	・ 相続証明書（様式第５８） ・ 戸籍謄本
分割によって地位を承継した法人	・ 事業承継証明書（様式第５８の２） ・ 登記簿謄本（法人）
合併によって地位を承継した法人	・ 登記簿謄本（法人）

（５）事業の廃止の届出 （法第１１４条で準用する法第６５条、施行規則第３４条）

計量証明事業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。また、その登録証を都道府県知事に返納しなければなりません。

～ 届出の方法 ～

事業廃止届（様式第５９）に、登録証を添えて提出してください。

（６）報告書の提出 （施行規則第９６条）

計量証明事業者は、毎年４月中に、前年度の事業の状況（計量証明を行った件数等）について、登録を受けた事業所ごとに計量証明事業者報告書（様式第９０）を作成し、都道府県知事に提出をしなければなりません。

～ 提出の方法 ～

東京都計量検定所では、毎年、計量証明事業者あてに計量証明事業者報告書を送付しています。送付します計量証明事業者報告書に、計量証明を行った件数と必要事項を記入し、提出してください。

(7) 一般計量士又は主任計量者の配置 (法第109条等)

計量証明事業の登録を受けた事業所には、一般計量士又は主任計量者を配置しなければなりません。また、事業所に配置された一般計量士又は主任計量者は、当該事業に係る計量管理を行っていないければなりません。

計量証明事業の登録の要件である一般計量士又は主任計量者を欠くに至ったときは、計量証明書を発行できないことはもとより、速やかに補充できない場合は、事業廃止届を提出いただく場合があります。

※計量証明事業の登録を受けた事業所において、一般計量士又は主任計量者を欠くことがないようにご注意ください。また、一般計量士又は主任計量者を変更した場合は、「事業規程の変更」と「登録申請書記載事項の変更」の届出が必要となります。

(8) 計量証明検査の受検 (法第116条、法第117条、法第120条)

計量証明に使用する特定計量器のうち、検定の対象となる非自動はかり・分銅・おもり・皮革面積計については、登録を受けた日から表-4（法施行令別表第五）の期間ごとに、計量証明検査を受けなければなりません。計量証明検査は、都道府県知事又は指定計量証明検査機関が行います。

表-4 法施行令別表第五

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間
1 非自動はかり、分銅及びおもり	2年	1年
2 皮革面積計	1年	6月

※特定計量器に付されている検定証印又は基準適合証印に表示された年月の翌月1日から起算して計量証明検査を受けることを要しない期間を経過しないものは、検査の免除を受けることができます。

ただし、次の場合は、計量証明検査を受ける必要はありません。

(ア) 計量証明検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）を受けた場合
計量証明検査対象の特定計量器について、経済産業省令が定める期間内に代検査を受け、代検査を行った旨を都道府県知事に届け出たときは、計量証明検査を受ける必要はありません。

(イ) 適正計量管理事業所で使用する特定計量器の場合

計量証明検査対象の特定計量器が、適正計量管理事業所の指定を受けている事業所において使用する特定計量器に該当する場合は、計量証明検査を受ける必要はありません。なお、適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者は、政令で定める期間に1回、法第128条第1号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する特定計量器が、計量証明検査の合格条件に適合するかどうかを、経済産業省令で定める方法により検査させなければなりません。

～ 計量証明検査の合格条件（法第118条）～

計量証明検査の合格条件は次のとおりです。

- 1 検定証印又は基準適合証印が付されていること
※有効期間のある特定計量器は、有効期間を経過していないものに限りします。
- 2 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること
- 3 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと

～ 計量証明検査済証印等（法第119条）～

計量証明検査に合格した特定計量器には、次に示す「計量証明検査済証印」が付されるとともに検査を行った年月が表示されます。

検査の結果、不合格となった特定計量器は、検定証印又は基準適合証印が消印等により除去され、計量証明及び取引・証明に使用できなくなります。



「計量証明検査済証印」

※西暦年数の表記は
「'19」と表示すること
も認められています。



「消印」



参考：はり付け印

【参考】定期検査と計量証明検査

計量証明に使用する特定計量器（非自動はかり・分銅・おもり・皮革面積計）は、「定期検査」ではなく「計量証明検査」を受ける必要がありますのでご注意ください。

～ 検査の受検が必要な特定計量器の例 ～

特定計量器	受検が必要な検査
取引・証明に使用する特定計量器	定期検査
計量証明に使用する特定計量器 (取引・証明にも使用)	計量証明検査 (定期検査を受ける必要なし)

※定期検査とは（法第19条等）

取引・証明に使用する特定計量器のうち、検定の対象となる非自動はかり・分銅・おもり・皮革面積計については、定期検査を受けなければなりません。

（非自動はかり・分銅・おもりは2年毎、皮革面積計は1年毎に、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関が行う定期検査の受検が必要。）

ただし、計量証明事業の登録を受けた者が計量証明に使用する特定計量器は、定期検査を受ける必要はありません。

※取引・証明とは（計量法関係法令の解釈運用等について）

- ・「取引」とは有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為を意味します。
- ・「証明」とは公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。）について真実であるということを表明することを意味します。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれません。

4 計量証明書の交付（法第110条の2）

計量証明事業者は、登録を受けた計量証明の事業について計量証明を行ったときは、次の事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができます。

計量証明書の記載事項（施行規則第44条の2）

- 1 計量証明書である旨の表記
- 2 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- 3 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 4 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- 5 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- 6 計量の対象
- 7 計量に使用した計量器
- 8 計量証明の結果
- 9 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

※計量証明書には、上記の記載事項に加えて、「交付先又は依頼者の記載」と、「事業者及び計量管理者の押印」をお願いしています。

〔参考〕計量証明書の例（P33～）

※「経済産業省令で定める標章」とは（施行規則第44条の2）

計量証明書に付することができる標章は、次のとおりです。



また、標章の使用には次の制限があります。（法第110条の2）

- 1 何人も、計量証明事業者が計量証明を行ったときに証明書を交付する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 2 1に規定するもののほか、計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

※計量証明事業者であっても、計量証明書以外の「計量票・検量書」等に、標章を付すことはできませんので、注意してください。

5 登録の失効、取消し等

（1）登録の失効（法第112条）

計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失います。

（２）登録の取消し又は事業の停止（法第１１３条）

都道府県知事は、計量証明事業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は１年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができます。

- | |
|---|
| 1 登録申請書記載事項の変更の届出又は計量証明検査の規定に違反したとき |
| 2 法第１１４条で準用する第９２条第１項第１号又は第３号に該当するに至ったとき |
| 3 事業規程の変更命令（法第１１０条第２項）又は適合命令（法第１１１条）に違反したとき |
| 4 法第１１０条第１項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき |
| 5 １～４に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき |
| 6 不正の手段により計量証明の事業の登録を受けたとき |

（３）登録証の返納（施行規則第４７条）

計量証明事業者は、次のときは、遅滞なく、その登録証を都道府県知事に返納しなければなりません。

- | |
|-------------------------------|
| ・登録に係る事業を廃止したとき |
| ・登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したとき |
| ・登録が取り消されたとき |
| ・事業の停止の命令を受けたとき |

６ 立入検査（法第１４８条）

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、計量証明事業者の事業所等に立ち入り、計量器、帳簿、書類等を検査させ、又は関係者に質問させることができるとされています。

※東京都に所在する計量証明事業者の事業所には、数年に１回の頻度で、立入検査を実施しています。立入検査では、計量証明用設備、設備管理台帳、計量の記録等を確認し、登録の基準への適合状況、計量証明検査の受検状況、事業規程の実施状況等を検査します。立入検査の結果、指摘事項があった場合は、改善指導を行います。
--

７ その他

（１）登録証の再交付（施行規則第４６条）

登録証を汚損又は紛失したときは、登録証再交付申請書に、その登録証（登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、登録をした都道府県知事に提出し、登録証の再交付を受けることができます。

～ 再交付の方法 ～

次の書類等を提出してください。

登録証の状態	提出書類	手数料
汚 損	・登録証再交付申請書（様式第６２） ・汚損した登録証	1,750 円
紛 失	・登録証再交付申請書（様式第６２） ・紛失の事実を記載した書面（計量証明事業登録証紛失届等）	1,750 円

（２）登録簿の謄本の交付又は閲覧（施行規則第４８条）

都道府県知事は、計量証明事業者の次の事項を記録した登録簿を備えています。

計量証明事業者は、登録した都道府県知事へ登録簿謄本交付（閲覧）請求書を提出することにより、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

登録簿の記録事項（施行規則第４２条）

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 法第１０８条第１号から第５号までに掲げる事項
- 3 事業規程の変更命令（法第１１０条第２項）又は適合命令（法第１１１条）をしたときは、その命令の内容
- 4 法第１１３条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及びその期間

～ 交付又は閲覧の方法 ～

登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第６３）を提出してください。

謄本の交付は手数料 760 円、閲覧は手数料 370 円が必要です。

８ 罰 則

違反事項	違反した場合の措置	根拠条文
○計量証明の事業の登録（法第 107 条）の規定に違反 ○登録の取消し、事業の停止（法第 113 条）の規定による命令に違反	1 年以下の懲役若しくは 1 0 0 万円以下の罰金 又はこれを併科	法第 1 7 0 条第 1 号 法第 1 7 0 条第 2 号 法第 1 7 7 条
○計量証明検査（法第 116 条）の規定に違反	6 月以下の懲役若しくは 5 0 万円以下の罰金 又はこれを併科	法第 1 7 2 条 法第 1 7 7 条
○適合命令（法第 111 条）の規定による命令に違反	5 0 万円以下の罰金	法第 1 7 3 条第 2 号 法第 1 7 7 条
○計量証明書の交付（法第 110 条の 2 第 2 項）の規定に違反して標章を付した	5 0 万円以下の罰金	法第 1 7 3 条第 8 号 法第 1 7 7 条
○事業規程（法第 110 条第 1 項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	2 0 万円以下の罰金	法第 1 7 5 条第 1 号 法第 1 7 7 条
○立入検査（法第 148 条第 1 項）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした	2 0 万円以下の罰金	法第 1 7 5 条第 3 号 法第 1 7 7 条
○登録申請書記載事項の変更（法第 114 条で準用する法第 62 条第 1 項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	2 0 万円以下の過料	法第 1 7 8 条
○事業の廃止（法第 114 条で準用する法第 65 条）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	1 0 万円以下の過料	法第 1 8 0 条

参 考 資 料

《 様 式 》

(施行規則様式第 6 0)	計量証明事業登録申請書	14
(都様式 1)	計量証明事業概要	15
(都様式 2)	案内図及び平面図	16
(施行規則様式第 6 1 の 2)	事業規程届出書	17
(施行規則様式第 6 1 の 3)	事業規程変更届出書	18
(施行規則様式第 6 1)	登録申請書記載事項変更届	19
(施行規則様式第 5 6)	事業譲渡証明書	20
(施行規則様式第 5 7)	事業承継同意証明書	21
(施行規則様式第 5 8)	相続証明書	22
(施行規則様式第 5 8 の 2)	事業承継証明書	23
(施行規則様式第 5 9)	事業廃止届	24
(施行規則様式第 9 0)	計量証明事業者報告書	25
(施行規則様式第 6 2)	登録証再交付申請書	26
(施行規則様式第 6 3)	登録簿謄本交付（閲覧）請求書	27

《 参考例 》

事業規程の参考例	28
計量証明書の記載事項について	33
事業規程細則の参考例	34

《 法令等 》

一般計量証明事業関連法令等抜粋	36
-----------------	----

計量証明事業登録申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり、計量法第 107 条の登録を受けたいので、申請します。

- 1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分
- 3 事業所の所在地
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
- 5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第 40 条第 3 項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 第 2 項の事項は、濃度又は特定濃度の計量証明の事業にあつては、大気、水又は土壌の別についても記載すること。
- 3 特定濃度の登録には、第 49 条の 5 第 1 項に規定する認定証の写しを添付すること。
- 4 第 4 項の事項は、別紙に記載することができる。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(都様式 1)

計 量 証 明 事 業 概 要

氏名又は名称				
郵便番号 住 所				
総 従 業 員 数	人 (当該事業従業員数 人)			
土 地 建 物	土地	m ²	建物	m ²
年間証明書 発行予定件数				
計 量 対 象 物				
申請理由				
そ の 他				

(都様式 2)

事業所への道順（案内図）

事業所の見取り図（平面図）

事業規程届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

計量法第 1 1 0 条第 1 項前段の規定により、事業規程を作成しましたので、別添のとおり届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事業規程変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり、事業規程の変更をしたので、計量法第110条第1項後段の規定により、別添のとおり届け出ます。

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

登録申請書記載事項変更届

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり、変更があったので、計量法第 1 1 4 条において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、届け出ます。

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。
- 3 特定計量証明事業の認定の区分について追加若しくは廃止又は認定証の記載事項に変更があった場合には、第 4 9 条の 5 第 1 項に規定する認定証の写しを添付すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事業譲渡証明書

年 月 日

東京都知事 殿

譲渡者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

譲受者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者の間で計量証明の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

1 事業の区分

2 登録の年月日及び登録番号

3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

4 事業所の所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 計量証明事業者にあつては、第 1 項として事業の区分を記載すること。

事業承継同意証明書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者は、 の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により計量証明の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

相 続 証 明 書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

上記の者は、 の相続人であり、計量証明の事業を 年 月 日
に承継したことを証明します。

年 月 日

証明者

住所

氏名

住所

氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 証明者は、2 人以上とし、全員が署名すること。

事業承継証明書

年 月 日

東京都知事 殿

被承継者 住所

氏名 （名称及び代表者の氏名）

承継者 住所

氏名 （名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で分割によって下記の計量証明の事業の全部の承継が 年 月
日にありましたことを証明します。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 計量証明事業者にあつては、第1項として事業の区分を記載すること。

事業廃止届

年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

下記の計量証明の事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第 114 条において準用する第 65 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者にあつては、第 1 項として事業の区分認定の区分を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

計 量 証 明 事 業 者 報 告 書

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 住所

氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

年度		登録の年月日 及び登録番号		整理番号	
事業所の所在地					
事業の区分		証 明 件 数		備 考	
長 さ					
質 量					
面 積					
体 積					
熱 量					
濃度	大 気				
	水				
	土 壌				
特定 濃度	大 気				
	水				
	土 壌				
音圧レベル					
振動加速度レベル					

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定濃度（ダイオキシン類に係るもの）の欄は、計量法第 121 条の 2 の規定による認定を受けた者のみが記入すること。その場合には、備考の欄に認定番号を記入すること。

登録証再交付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

計量法施行規則第 4 6 条第 1 項の規定により、次のとおり計量証明の事業の登録証の再交付を受けたいので、登録証（登録証を失った事実を記載した書面）を添えて、申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業の区分

3 再交付申請の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり、登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

- 1 登録計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 事業の区分
- 5 事業所の所在地
- 6 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その数

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 1 から 5 までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。
ただし、不明の場合はこの限りでない。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事業規程の参考例

(質量・長さ・面積・体積又は熱量)に係る計量証明事業規程

年 月 日制定
年 月 日改訂

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、株式会社〇〇〇〇 〇〇事業所(以下「当事業所」という。)が、〇〇に係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、〇〇とする。

第2章 組 織

(計量証明を実施する組織)

第3条 当事業所に計量証明責任者(以下「責任者」という。)及び計量管理者を置く。

2 組織図 (略)

3 責任者は、「事業所の長(注：役職名のみを記載)」とする。

4 計量管理者は、「主任計量者 又は 一般計量士 〇〇 〇〇(注：氏名を記載)」とする。

5 計量管理者を補佐させるため、若干名の計量証明担当者(以下「担当者」という。)を置く。(注：計量証明担当者を置く場合に記載)

(職 務)

第4条 責任者は、計量証明の事業を統括する。

2 計量管理者は、当事業所において行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置(以下「計量証明用設備」という。)の保管、検査及び整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任と権限を有する。

3 担当者は、計量管理者の指導を受けて業務を実施する。(注：計量証明担当者を置く場合に記載)

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第5条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。)が付されているものとする。

(2) (1)に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能及び数量は別紙のとおりとする。

3 別紙に掲げる計量証明用設備については、別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理する。

(保 管)

第6条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光、その他環境条件の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第7条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第8条 計量証明の基準となる計量の方法は、当該事業が適確に遂行するに足りる方法として、あらかじめ計量管理者が認めた方法とし、その方法を定めた文書を保存して置くものとする。

第5章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第9条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器
- (9) 計量証明の結果
- (10) その他必要な事項

2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場所は、別紙で示す位置とする。(注：計量証明書に標章を付す場合に記載)

3 計量証明書の様式は、別紙のとおりとする。

第6章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第10条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は1年以上とする。

(計量証明書の保存)

第11条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は1年以上とする。

第7章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第12条 当事業所は、計量証明事業者としての社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

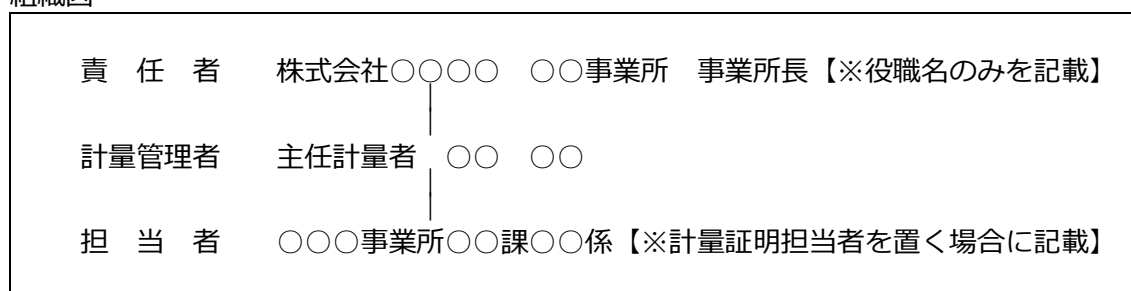
2 前項の目的を達成するため、当事業所は計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等に努める。

(その他)

第13条 その他、計量証明の事業に関し必要な事項は別途細則に定める。

(第3条第2項の組織図の例)

組織図



※部、課、係等のあるものについてはその名称及び関係を図示する。

(第5条第2項の計量証明用設備の名称、性能及び数量の例)

〔別紙〕計量証明用設備の名称、性能及び数量

名称（種類）	性能	器物番号	数量
電気抵抗線式はかり	ひょう量：50,000kg 目 量：10kg 最小測定量：200kg (使用範囲：200kg～50,000kg)	ABC-1234	1台

※表形式により、その名称、数量、性能又は仕様を記載する。

(第5条第3項の設備管理台帳の例)

〔別紙〕設備管理台帳の様式

設備管理台帳				
事業所名	株式会社〇〇〇〇 〇〇事業所			
事業所の所在地	東京都〇〇〇〇〇〇四丁目5番6号			
登録の年月日	平成12年 3月 4日	登録番号	第1234号	
計量器 (計量証明登録計量器)	製造事業者名	型式	取得年月日	
	株式会社〇〇〇〇	XYZ-789	平成11年12月15日	
	名称(種類)	性能	器物(製造)番号	数量
	電気抵抗線式はかり	ひょう量：50,000kg 目量：10kg 最小測定量：200kg (使用範囲：200kg～50,000kg)	ABC-1234	1台
計量器管理明細(項目)整備・点検・検査・その他				
年 月 日	項 目	特記事項(検査者名等)		主任計量者印
平成13年12月10日	計量証明検査	検査者：指定計量証明検査機関 〇〇〇〇 検査結果：合格		㊟
平成14年10月30日	修理	修理者：株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 修理内容：印字装置交換		㊟
(以下省略)				

(第9条第2項の標章を付す場所の例)

〔別紙〕計量法第110条の2第1項の標章を付す場所



計量証明書

No _____		発行年月日	年 月 日
依頼者	様	運搬車(者)	

(以下省略)

(第9条第3項の計量証明書の様式の例)

〔別紙〕計量証明書の様式



計量証明書

No _____			発行年月日		年 月 日	
依頼者			運搬車(者)			
被計量物			車輛番号			
計 量 結 果	総重量	kg	計 量 器	種 類 電気抵抗線式はかり	器物番号 ABC-1234	
	車輛重量	kg		ひょう量 50 t	目量 10kg	
		差引正味重量	kg	計 量 証 明 事 業 者	株式会社〇〇〇〇 印	
計 量 年 月 日	総重量 年 月 日 時 分		東京都〇〇〇〇〇一丁目2番3号 TEL _____ FAX _____			
	車輛重量 年 月 日 時 分		株式会社〇〇〇〇 〇〇事業所 東京都〇〇〇〇〇四丁目5番6号 TEL _____ FAX _____			
備考			登録番号 第1234号		主任計量者氏名 〇〇 〇〇 印	

計量証明書の記載事項について

計量証明書には、次の事項の記載が必要です。

また、発行する計量証明書には「事業者及び計量管理者の押印」をお願いしています。

計量証明書の記載事項

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- (6) 交付先又は依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量に使用した計量器
- (9) 計量証明の結果
- (10) 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

計量証明書の例

 (1) 計 量 証 明 書			
No 123 (2)		発行年月日	(2) 平成 30 年 4 月 1 日
依 頼 者	(6) ○○○○株式会社	運搬車(者)	○○○○株式会社
被 計 量 物	(7) ○○○	車 輛 番 号	○○○○○○○○○
計 量 結 果 (9)	総 重 量	30,380 kg	計 量 器 (8)
	車 輛 重 量	27,150 kg	
	差引正味重量	3,230 kg	
計 量 年 月 日	総 重 量 平成 30 年 4 月 1 日 10 時 10 分	種 類 電気抵抗線式はかり	
	車 輛 重 量 平成 30 年 4 月 1 日 10 時 30 分	器 物 番 号 ABC-1234	
備 考	ひょう量 50 t		目量 10kg
	株式会社○○○○ 印		
	東京都○○○○○一丁目 2 番 3 号 TEL FAX 株式会社○○○○ ○○事業所 東京都○○○○○四丁目 5 番 6 号 TEL FAX 登録番号 第 1 2 3 4 号 主任計量者氏名 ○○ ○○ @ (3) (4) (5)		

※「計量票」等、計量証明書以外の表記を用いたものは、計量証明書とは異なります。

事業規程細則の参考例

質量の計量証明事業規程細則

年 月 日制定
年 月 日改訂

質量に係る計量証明事業規程に定めのない事項については、本細則に定めるものとする。

(検査及び整備の方法)

第1条 計量証明に使用するはかりの検査及び整備の方法は、次のとおりとする。

- (1) 計量証明に使用するはかりであって政令で定められたものについては、政令で定められた期間ごとに、計量証明検査を受けるものとする。
- (2) 計量証明に使用するはかりは、日常使用前に、載せ台が外枠等に接触していないか、載せ台と外枠との間の隙間に異物が挟まっていないか等の点検を行うものとする。
また、はかりの状態に応じて、定期的に清掃等を行うものとする。
- (3) 定期的にピットの状況を確認し、状況に応じてピット内の排水、清掃等を行うものとする。降雨時等は、特に注意して確認、排水を行うものとする。(注：はかりの底部等に水がたまる構造の場合に記載)
- (4) 検査、点検、清掃、確認等の結果に基づき、必要に応じて、整備、修理等を行うものとする。
- (5) 設備管理台帳に、検査結果、整備内容、修理内容、点検や確認等で見つかった異常や不具合等を記録するものとする。
また、設備管理台帳の記録に基づき、必要に応じて、整備、修理等を検討するものとする。

(計量の方法)

第2条 計量証明の基準となる計量の方法は、次のとおりとする。

- (1) 使用範囲が表記されているはかりにあっては、使用範囲内の質量の計量とする。
最小測定量が表記されているはかりにあっては、最小測定量とひょう量との間の範囲(計量範囲)内の質量の計量とする。
- (2) 水平装置(水準器)を有するはかりは、水平にした後使用する。
- (3) 電源投入直後のはかりは、ウォーミングアップ時間を十分とった後、計量を行う。
(注：電気式はかりの場合に記載)
- (4) はかりを使用する前に、載せ台に何も載せられていないときの表示、指針又は目盛さおが、零を示すことを確認する。零点設定装置を有するはかりは、零設定ボタン等で表示を零に設定し、零表示を確認する。
- (5) 被計量物は、はかりの載せ台の中心に静かに載せ降ろしする。
- (6) 表示、指針又は目盛さおが、静止又は安定した後、示度を正確に読みとる。印字装置を有するはかりは、はかりが正しく釣合を保った後、計量結果の印字を行う。
- (7) 車両積載貨物の質量を計るため「積載時(貨物及び車両の質量)」と「非積載時(車両のみの質量)」に分けて計量する場合は、運転手等の乗員が、各計量時に同じ状態(「乗員が乗車した状態」又は「乗員が降車した状態」)であることを確認する。

(その他)

第3条

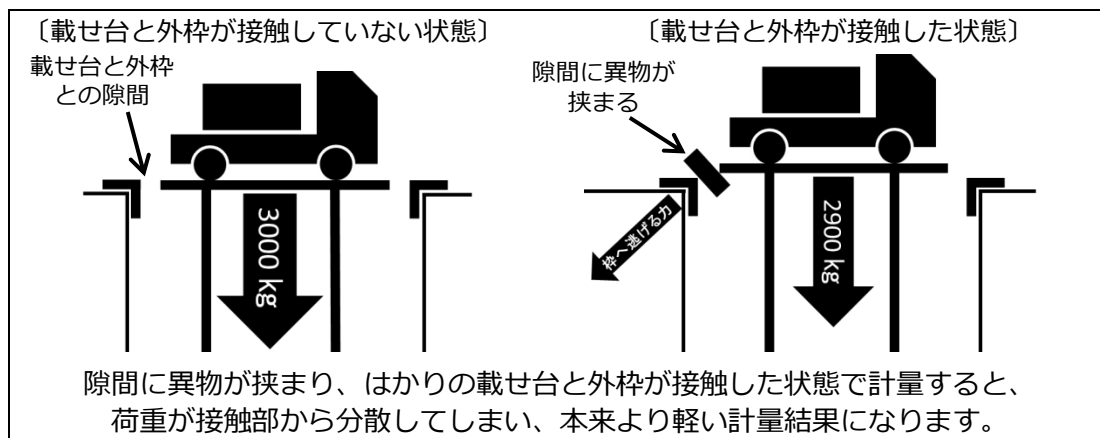
- (1) 計量証明書に、途中経過を含むすべての計量の結果を記載している。このため、計量の結果の記録に代えて、計量証明書の写しを保存するものとする。(注：車両積載貨物の質量を計るため「積載時」と「非積載時」に分けて計量し、計量証明書に「貨物の質量」だけでなく「途中経過の質量(積載時(貨物及び車両の質量)及び非積載時(車両のみの質量))」も記載している場合等に記載)

【参考】トラックスケール使用時の注意事項

1. 載せ台と外枠等との接触（第1条（2）関係）

はかりの載せ台と外枠等が接触した状態で計量を行うと、本来の質量より軽く計量されてしまいます。

このため、はかりの使用前に、載せ台と外枠との間の隙間に異物が挟まっていないか等の点検を行うことが重要です。



2. 使用範囲・計量範囲の確認（第2条（1）関係）

はかりには、正確に計量できる質量の範囲（以下「使用範囲」又は「計量範囲」という。）が定められています。

このため、使用するはかりの「使用範囲」又は「計量範囲」を確認し、その範囲外の計量をしないよう徹底することが重要です。

「使用範囲・計量範囲の確認方法」

はかりの性能等が表記されたプレート（以下「銘板」という。）から、そのはかりの「使用範囲」又は「計量範囲（最小測定量とひょう量との間の範囲）」を確認できます。

※銘板は、はかりの表示装置の側面等に貼付されています。

旧基準 銘板例		新基準 銘板例	
電気抵抗線式はかり		電気式はかり	
型式承認 第D95xx号	製造番号 EFG-456	型式承認 第D10xx号	製造番号 EFG-456
精度等級 M級	製造年 12年 検定年月 12年 3月	精度等級 3級	製造年 28年 検定年月 28.7
ひょう量 80000kg		ひょう量 60000kg	
目量 10kg (0t ~ 50t) 20kg (50t ~ 80t)	使用区域 9区	最小測定量 200kg	定格電圧 100V
使用範囲 200kg ~ 80000kg	定格電圧 100V	目量 10kg	使用温度範囲 0℃~40℃
証印等 12 3	製造元 株式会社〇〇〇〇	重力加速度 9.796m/s ² ~ 9.798m/s ²	製造元 株式会社〇〇〇〇
使用範囲	200 kg ~ 80000 kg	計量範囲	最小測定量 ひょう量 200 kg ~ 60000 kg
この例のはかりの場合、正確に計量できる質量の範囲は、200kg 以上 80000kg 以下です。 このはかりに載せるものが「200kg 未満」又は「80000kg を超える」場合は、計量結果に過大な相対誤差を生じる可能性があるため、その計量結果を取引・証明及び計量証明に用いることはできません。		この例のはかりの場合、正確に計量できる質量の範囲は、200kg 以上 60000kg 以下です。 このはかりに載せるものが「200kg 未満」又は「60000kg を超える」場合は、計量結果に過大な相対誤差を生じる可能性があるため、その計量結果を取引・証明及び計量証明に用いることはできません。	

一般計量証明事業関連法令等抜粋

【目次】

・ 計量法

第六章 計量証明の事業

第 107 条 ～ 第 113 条

第 114 条（準用：第 92 条、第 61 条、第 62 条、第 65 条）、第 115 条

第 116 条 ～ 第 120 条

第九章 雑則

第 148 条

第十章 罰則

第 170 条、第 172 条、第 173 条、第 175 条、第 177 条、第 178 条、第 180 条

・ 計量法施行令

第一章 総則

第 2 条

第五章 計量証明の事業

第 26 条の 2、第 27 条、第 29 条

別表第五

・ 計量法施行規則

第五章 計量証明の事業

第 38 条 ～ 第 41 条

別表第四

第 42 条 ～ 第 48 条

第 49 条（準用：第 31 条、第 34 条）

第九章 雑則

第 96 条

・ 計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準

・ 計量法関係法令の解釈運用等について

計量法（平成四年法律第五十一号）

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業

（計量証明の事業の登録）

第百七条 計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
- 二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

（登録の申請）

第百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 事業所の所在地
- 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であって経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数
- 五 その事業に係る業務に従事する者であって次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容
 - イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士
 - ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

（登録の基準）

第百九条 都道府県知事は、第百七条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

- 一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）を行うものであること。
- 三 当該事業が第百二十一条の二に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合にあっては、同条の認定を受けていること。

（事業規程）

第百十条 第百七条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

(証明書の交付)

第百十条之二 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(適合命令)

第百十一条 都道府県知事は、計量証明事業者が第百九条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の失効)

第百十二条 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

(登録の取消し等)

第百十三条 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 次条において準用する第六十二条第一項又は第百十六条の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第百十条第二項又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第百十条第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。
- 五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき。
- 六 不正の手段により第百七条の登録を受けたとき。

(準用)

第百十四条 第九十二条第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百十三条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百十四条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百八条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号口の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(承継)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(経済産業省令への委任)

第百十五条 第百七条から前条までに規定するもののほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、経済産業省令で定める。

第二節 計量証明検査

(計量証明検査)

第百十六条 計量証明事業者は、第百七条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器（第十六条第一項の政令で定めるものを除く。）であって政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査（以下「計量証明検査」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 検定証印等であって、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器
 - 二 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
- 2 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に一回、第百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第百十八条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(指定計量証明検査機関)

第百十七条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定計量証明検査機関」という。）に、計量証明検査を行わせることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務（以下この節において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(計量証明検査の合格条件)

第百十八条 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 検定証印等（第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあつては、有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること。
 - 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
 - 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。
- 2 前項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。
- 3 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

(計量証明検査済証印等)

第百十九条 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

- 2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。
- 3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(計量証明検査に代わる計量士による検査)

第二百十条 第百十六条第一項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第百十八条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法による検査を経済産業省令で定める期間内に行い、次項において準用する第二十五条第三項の規定により表示を付したもののについて、その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、第百十六条第一項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しない。

- 2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二十三条第一項各号」とあるのは、「第百十八条第一項各号」と読み替えるものとする。

第九章 雑則

(立入検査)

第百四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2～5 (略)

第十章 罰則

第百七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第百七条の規定に違反した者
- 二 第百十三条の規定による命令に違反した者

第百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条第一項から第三項まで、第十七条第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十八条、第九十七条第二項又は第百十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 二 (略)

第百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十五条第三項、第五十六条、第六十四条、第八十六条、第九十八条、第百十一条、第百二十三条又は第百三十一条の規定による命令に違反した者
- 三～七 (略)
- 八 第百十条の二第二項、第百二十一条の三第二項、第百三十六条第二項又は第百四十四条第三項の規定に違反して標章を付した者
- 九、十 (略)

第百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 (略)
- 三 第百四十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 四、五 (略)

第百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十二条から第百七十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第百七十八条 第六十二条第一項(第百十四条及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項(第八十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第九十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百八十条 第四十二条第一項(第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条第一項(第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十五条(第百十四条、第二百一条の六、第百三十三条及び第百四十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）

第一章 総則

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 タクシーメーター
- 二 質量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
 - (1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（(2)又は(3)に掲げるものを除く。）
 - (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの
 - (3)（略）
 - ロ（略）
- ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅
- ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）
- 三～十八 （略）

第五章 計量証明の事業

（計量証明の事業の登録を要しない独立行政法人）

第二十六条の二 法第一百七条ただし書の政令で定める独立行政法人は、次のとおりとする。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 三 国立研究開発法人国立環境研究所
- 四 独立行政法人労働者健康安全機構

（計量証明の事業の登録を要しない場合に係る法律の規定）

第二十七条 法第一百七条ただし書の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第十九条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）
- 二 下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十一号）による改正前の下水道事業センター法（昭和四十七年法律第四十一号）第十条第一項
- 三 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十三条
- 四 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条

（計量証明検査を行うべき期間）

第二十九条 法第一百六条第一項の政令で定める特定計量器は別表第五の上欄に掲げるものとし、同項各号列記以外の部分の政令で定める期間は同表の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第一百六条第一項第一号の政令で定める期間は、別表第五の下欄に掲げるとおりとする。

別表第五（第二十九条関係）

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間	計量証明検査を受けることを要しない期間
一 非自動はかり、分銅及びおもり	二年	一年
二 皮革面積計	一年	六月
三～五 （略）		

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）

第五章 計量証明の事業

第一節 登録

（事業の区分）

第三十八条 法第七百七条の経済産業省令で定める事業の区分は、別表第四の第一欄に掲げるとおりとする。

（登録の申請）

第三十九条 法第七百七条の登録を受けようとする者は、法第八百八条により様式第六十による申請書をその申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に法第八百八条第五号ロに掲げる者の氏名及びその職務の内容を記載する場合にあっては、その申請書に当該事業に係る計量管理を主たる職務とする者が第四十条第三項に規定する条件に適合する知識経験を有する者であることを証する書面を添えなければならない。

第四十条 法第八百八条第四号の器具、機械又は装置であつて、経済産業省令で定めるものは、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げるとおりとする。

2 法第八百八条第五号イの経済産業省令で定める計量士は、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第四欄に掲げるとおりとする。

3 法第八百八条第五号ロの経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、特定計量器の性能及び使用方法その他の当該計量証明に使用する器具、機械又は装置についての使用上必要な知識その他の当該計量証明に必要な知識経験を有する者として経済産業大臣が別に定める基準に適合していると認められる者とする。

（登録の基準）

第四十一条 法第九百九条第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 別表第四の第一欄に掲げる事業の区分（第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置を、それぞれ同表の第三欄に掲げる数以上保有していること。ただし、経済産業大臣が別に定める場合に該当する場合は、この限りでない。

二 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶又は令第五条に掲げる特定計量器に該当するときは、当該計量証明に使用する器具、機械又は装置が当該計量証明の事業を適確に遂行するに足りるものであること。

三 （略）

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、（略）、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一 長さ	直尺、巻尺又は才取尺	—	一般計量士
二 質量	イ 令第二条第二号イ（１）又は（２）に掲げる非自動はかり	—	
	ロ 令第二条第二号ハに掲げる分銅	—	
三 面積	イ 皮革面積計	—	
	ロ 校正用面積板	—	
四 体積	直尺、巻尺又は才取尺	—	
五 熱量	イ ボンベ型熱量計	—	
	ロ 非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	—	
	ハ バックマン温度計又は電気式温度計	二	
六～八 （略）			

(登録簿)

第四十二条 都道府県知事は、計量証明の事業の登録簿を備え、これに次の事項を記録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 法第百八条第一号から第五号までに掲げる事項
- 三 法第百十条第二項又は第百十一条の規定による命令をしたときは、その命令の内容
- 四 法第百十三条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及びその期間
- 五 (略)

(事業規程)

第四十三条 法第百十条第一項前段の規定により事業規程の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の二による届出書に事業規程を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 別表第四の第一号から第六号まで、第七号及び第八号に掲げる事業の区分に係る法第百十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 計量証明の対象となる分野に関する事項
- 二 計量証明を実施する組織に関する事項
- 三 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- 五 計量証明に係る証明書（以下「計量証明書」という。）の発行に関する事項（計量証明書に法第百十条の二第一項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。）
- 六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- 七 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

3 (略)

4 法第百十条第一項後段の規定により事業規程の変更の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の三による届出書に変更後の事業規程を添えて、法第百七条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

(登録証の交付)

第四十四条 都道府県知事は、法第百七条の登録をしたときは、その申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 事業の区分
- 四 事業所の所在地

(計量証明書)

第四十四条の二 法第百十条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 計量証明書である旨の表記
- 二 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- 三 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 四 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
- 五 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- 六 計量の対象
- 七 計量の方法（別表第四の第一号から第五号までに掲げる事業にあつては、計量に使用した計量器）
- 八 計量証明の結果
- 九 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

2 法第百十条の二第一項の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。



(変更の届出等)

第四十五条 計量証明事業者は、法第百十四条において準用する法第六十二条第一項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第六十一による届出書を登録した都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその登録証を添えて提出し、訂正を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された登録証を訂正したときは、その登録証の裏面に、登録証を訂正した年月日及び訂正した登録証に記載された事項を記入するものとする。

(登録証の再交付)

第四十六条 計量証明事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式第六十二による申請書に、その登録証（登録証を失ったときは、その事実を記載した書面）を添えて、登録をした都道府県知事に提出し、その再交付を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録証を再交付するときは、再交付する登録証の裏面に、再交付する年月日及び再交付する旨を記入するものとする。

(登録証の返納)

第四十七条 計量証明事業者は、法第百十二条の規定により登録が失効し、又は法第百十三条の規定により登録が取り消され、若しくは事業の停止の命令を受けたときは、遅滞なく、その登録証を登録をした都道府県知事に返納しなければならない。

2 都道府県知事は、法第百十三条の規定により事業の停止の命令を受けた者であって、当該停止の期間が満了した者に対し、前項の規定により返納された登録証を返還するものとする。

(登録簿の謄本の交付及び閲覧)

第四十八条 登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第六十三による請求書を都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)

第四十九条 第三十一条第二項及び第三十四条の規定は、計量証明事業者に準用する。この場合において、第三十一条第二項中「法第六十一条」とあるのは「法第百十四条において準用する法第六十一条」と、「法第六十二条第二項」とあるのは「法第百十四条において準用する法第六十二条第二項」と、第三十四条中「法第六十五条」とあるのは「法第百十四条において準用する法第六十五条」と、「工場又は事業場の所在地を管轄する」とあるのは「登録をした」と読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第三十一条 (略)

2 法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、法第六十二条第二項の事実を証する書面として、次に掲げるものを第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

一 法第六十一条の規定により事業の全部を譲り受けたことによって指定製造者の地位を承継した者であって、個人にあつては、様式第五十六による書面、法人にあつては、当該書面及び登記事項証明書

二 法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第五十七による書面及び戸籍謄本

三 法第六十一条の規定により指定製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあつては、様式第五十八による書面及び戸籍謄本

四 法第六十一条の規定により合併によって指定製造者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条の規定により分割によって指定製造者の地位を承継した法人にあつては、様式第五十八の二による書面及びその法人の登記事項証明書

3 (略)

(廃止の届出)

第三十四条 指定製造者は、法第六十五条の規定により事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第五十九による届出書をその届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第九章 雑則

第一節 報告

第九十六条 次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。

報告義務者	提出すべき報告書	提出先	提出期限
六 計量証明事業者	登録を受けた事業所ごとに作成した様式第九十による報告書	その登録をした都道府県知事	当該年度終了後三十日を経過する日まで

計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件（平成 30 年経済産業省告示第 175 号）

第二条 規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四の事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
一 熱量	非自動はかり	ひょう量が百グラム以上であって目量又は感量が一ミリグラム以下のもの
二～五	（略）	

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成 5 年通商産業省告示第 549 号）

- 一 長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業にあつては、都道府県知事が実施する計量管理に関する試験に合格していること。
- 二～三 （略）

計量法関係法令の解釈運用等について（経済産業省計量行政室）

A 定義関係について

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。）について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

(3) 「計量証明」とは

法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することである。

「公に」とは、公的機関自らが行い、又は公的機関に対することを意味する。

「業務上他人に」とは、他人（計量証明を行う者以外の者）から証明行為についての依頼を受け、当該証明行為を業として行うことを意味する。

また、計量法上、登録を要する計量証明事業者は、法第107条に規定する事業区分において上記の計量証明を事業として（反復継続して）行う者である。

E 計量証明の事業関係について

1 法第107条中の「事業所」について

計量証明事業の登録を受けた者が、その事業所以外の事務所又は出張所その他これらに類する名称を用いた施設（以下「事務所等」という。）を設け、当該事務所等において計量証明を継続的に、かつ、反復して行う場合におけるその事務所等は、計量証明事業の登録を要する「事業所」として取り扱うものとする。

一般計量証明事業の手引き
第4版

平成30年10月 発行

編集・発行 東京都計量検定所 管理指導課
〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目3番41号
TEL 03-5617-6626